

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「別表第一第一号ロ(イ)、同ロ(ニ)(イ)又は同ロ(三)(イ)」を「別表第一の一の部の款(一)の項(イ)、同款(二)の項(イ)又は同款(三)の項(イ)」に改める。

第十五条第一項第一号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「登録申請者」の下に「又はその法定代理人」を加える。

第十九条第一項中「都市局都市政策課」を「土木局都市計画課」に改める。

第二十六条第三項第一号中「その」の下に「商号又は」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条、第四条関係）

一 平看板及び広告塔

イ 家屋連たん区域（連たんする戸数が十戸以上の区域をいう。以下同じ。）内に表示し、又は設置するもの（建築物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）

種類	許可の基準
建植の平看板	1 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。 2 高さは、六メートル以下であること。
建植の広告塔	高さは、一〇メートル以下であること。
鉄柱その他これに類する工作物（以下「鉄柱等」という。）から突き出して表示し、又は設置するもの	1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。 2 道路上の路面又は地表から当該看板の上端までの高さは、一五メートル以下であること。 3 道路上に突き出して表示し、又は設置する場合は、1及び2の基準を満たし、かつ、次の基準を満たすものとする。 (一) 道路上の路面から当該看板の下端までの高さは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる基準とする。 (2) 歩道と車道の区別がある道路の車道（歩道と車道の区別がない道路を含む。以下同じ。）である場合当該路面から四・五メートル以上であること。 (3) 歩道である場合 当該路面から三・五メートル以上であること。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、二・五メートル以上とすることができる。

<p>アーチに表示し、又は設置するもの</p>	<p>1 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。 2 道路を横断する場合における路面から当該広告物の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。 (一) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 五メートル以上であること。 (二) 歩道である場合 三・五メートル以上であること。</p>
	<p>(二) 道路上の突き出しの長さは、一メートル以下であること。ただし、知事は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上の場合、鉄柱等の規模、構造、外観等を勘案して一・五メートル以下とすることができる。 (三) 歩道と車道の区別がない道路上に突き出し、かつ、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合、当該交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p>

ロ 条例第二条第一項第五号の規定による許可地域（鉄道及び軌道の線路用地、同号の規定により知事が指定する道路の用地並びに家屋連たん区域を除く。）内に表示し、又は設置するもの（建築物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）

(一) 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線鉄道（以下「新幹線鉄道」という。）の線路用地から展望できる接続地域内に表示し、又は設置する場合
(イ) 共通基準

新幹線鉄道の線路用地からの距離が五百メートル以上あり、かつ、当該平看板又は広告塔から最も近接する既設の平看板又は広告塔までの距離（以下「広告物相互間の距離」という。）が三百メートル以上あること。ただし、当該地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、新幹線鉄道の線路用地からの距離又は広告物相互間の距離は、これを短縮することができる。

(ロ) 個別基準

種類	許可の基準
<p>建植の平看板</p>	<p>1 表示面積は、六〇平方メートル以下であること。 2 高さは、一〇メートル以下であること。</p>
<p>建植の広告塔</p>	<p>高さは、一五メートル以下であること。</p>
<p>鉄柱等から突き出して表示し、又は設置するもの</p>	<p>1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。 2 道路上の路面又は地表から当該看板の上端までの高さは、一五メートル以下であること。 3 道路上に突き出して表示し、又は設置する場合は、1及び2の基準を満たし、かつ、次の基準を満たすものとする。 (一) 道路上の路面から当該看板の下端までの高さは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる基準とする。</p>

	<p>(1) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 当該路面から四・五メートル以上であること。</p> <p>(2) 歩道である場合 当該路面から三・五メートル以上であること。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、二・五メートル以上とすることができる。</p> <p>(二) 道路上の突き出しの長さは、一メートル以下であること。ただし、知事は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上の場合、鉄柱等の規模、構造、外観等を勘案して一・五メートル以下とすることができる。</p> <p>(三) 歩道と車道の区別がない道路上に突き出し、かつ、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合、当該交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p>
<p>アーチに表示し、又は設置するもの</p>	<p>1 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路を横断する場合における路面から当該広告物の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。</p> <p>(一) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 五メートル以上であること。</p> <p>(二) 歩道である場合 三・五メートル以上であること。</p>

(二) 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定により区域が決定された後供用が開始されるまでの間の当該区域内の土地を含む。以下同じ。）の用地から展望できる接続地域内に表示し、又は設置する場

合

(イ) 共通基準

高速自動車国道の用地からの距離が五百メートル以上あり、かつ、広告物相互間の距離が三百メートル以上あること。ただし、当該地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、高速自動車国道の用地からの距離又は広告物相互間の距離は、これを短縮することができる。

(ロ) 個別基準

種類	許可の基準
建植の平看板	<p>1 表示面積は、四〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、六メートル以下であること。</p>
建植の広告塔	<p>1 表示面積は、四〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、一〇メートル以下であること。</p>
鉄柱等から突き出して表示し、又は設置するもの	<p>1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路上の路面又は地表から当該看板の上端までの高さは、一五メートル以下であること。</p> <p>3 道路上に突き出して表示し、又は設置する場合は、1及び2の基準を満たし、かつ、次の基準を満たすも</p>

アーチに表示し、又は設置するもの	<p>のとする。</p> <p>(一) 道路上の道路の路面から当該看板の下端までの高さは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 当該路面から四・五メートル以上であること。</p> <p>(2) 歩道である場合 当該路面から三・五メートル以上であること。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、二・五メートル以上とすることができる。</p> <p>(二) 道路上の突き出しの長さは、一メートル以下であること。ただし、知事は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上の場合、鉄柱等の規模、構造、外観等を勘案して一・五メートル以下とすることができる。</p> <p>(三) 歩道と車道の区別がない道路上に突き出し、かつ、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合、当該交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p> <p>(一) 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路を横断する場合における路面から当該広告物の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。</p> <p>(一) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 五メートル以上であること。</p> <p>(二) 歩道である場合 三・五メートル以上であること。</p>
------------------	---

(三) 鉄道（新幹線鉄道を除く。）及び軌道の線路用地並びに条例第二条第一項第五号の規定により知事が指定する道路（高速自動車国道を除く。）の用地（以下「鉄道等の用地」という。）から展望できる接続地域内に表示し、又は設置する場合

(イ) 共通基準

鉄道等の用地からの距離が五十メートル以上あり、かつ、広告物相互間の距離が五十メートル以上あること。ただし、当該地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、鉄道等の用地からの距離は、これを短縮することができる。

(ロ) 個別基準

種類	許可の基準
建植の平看板	<p>1 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。ただし、鉄道等の用地からの距離が二〇〇メートルを超える場合は、一〇平方メートルを増すことができる。</p> <p>2 高さは、六メートル（鉄道等の用地からの距離が二〇〇メートルを超える場合は、七メートル）以下であること。</p>
建植の広告塔	高さは、一〇メートル以下であること。
鉄柱等から突き出	1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。

<p>して表示し、又は設置するもの</p>	<p>2 道路上の路面又は地表から当該看板の上端までの高さは一・五メートル以下であること。 3 道路上に突き出して表示し、又は設置する場合は、1及び2の基準を満たし、かつ、次の基準を満たすものとする。 (一) 道路上の路面から当該看板の下端までの高さは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる基準とする。 (1) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合当該路面から四・五メートル以上であること。 (2) 歩道である場合 当該路面から三・五メートル以上であること。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、二・五メートル以上とすることができる。 (二) 道路上の突き出しの長さは、一メートル以下であること。ただし、知事は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上の場合、鉄柱等の規模、構造、外観等を勘案して一・五メートル以下とすることができる。 (三) 歩道と車道の区別がない道路上に突き出し、かつ、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合、当該交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p>
<p>アーチに表示し、又は設置するもの</p>	<p>1 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。 2 道路を横断する場合における路面から当該広告物の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。 (一) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合五メートル以上であること。 (二) 歩道である場合 三・五メートル以上であること。</p>
<p>種類 鉄柱等から突き出して表示し、又は設置するもの</p>	<p>許可の基準 1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。 2 道路上の路面又は地表から当該看板の上端までの高さは、一・五メートル以下であること。 3 道路上に突き出して表示し、又は設置する場合は、1及び2の基準を満たし、次の基準を満たすものとする。 (一) 道路上の路面から当該看板の下端までの高さは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる基準とする。 (1) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合当該路面から四・五メートル以上であること。 (2) 歩道である場合 当該路面から三・五メートル以上であること。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、二・五メートル以上とすることができる。</p>

ハ イ及びロの区域以外に表示し、又は設置するもの（建築物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）

二 建築物を利用して表示し、又は設置するもの

種類	許可の基準
アーチに表示し、又は設置するもの	<p>(二) 道路上の突き出しの長さは、一メートル以下であること。ただし、知事は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上の場合、鉄柱等の規模、構造、外観等を勘案して一・五メートル以下とすることができる。</p> <p>(三) 歩道と車道の区別がない道路上に突き出し、かつ、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合、当該交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p>
屋上に表示し、又は設置するもの	<p>1 表示面積は、三〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路を横断する場合における路面から当該広告物の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。</p> <p>(一) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 五メートル以上であること。</p> <p>(二) 歩道である場合 三・五メートル以上であること。</p>
建築物の壁面から突き出して表示し、又は設置するもの	<p>1 地表から当該平看板又は広告塔の上端までの高さは、四六メートル(知事が特にやむを得ないと認める場合は、五一メートル)以下であり、かつ、当該平看板又は広告塔の高さが当該建築物の高さと同等以下であること。</p> <p>2 当該広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を越えて、外側に突き出していないものであること。</p> <p>1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路上に突き出して表示し、又は設置する場合は、1の基準を満たし、かつ、次の基準を満たすものとする。</p> <p>(一) 道路上の路面から当該看板の下端までの高さは、(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 当該路面から四・五メートル以上であること。</p> <p>(2) 歩道である場合 当該路面から三・五メートル以上であること。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、二・五メートル以上とすることができる。</p> <p>(二) 道路上の突き出しの長さは、一メートル以下であること。ただし、知事は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上の場合、建築物の規模、構造、外観等を勘案して一・五メートル以下とすることができる。</p> <p>(三) 歩道と車道の区別がない道路上に突き出し、かつ、信号機のある交差点を見通すことができる場所に突き出す場合、当該交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p>

二 立看板

- イ 表示部分の大きさは、縦二メートル以下、横一メートル以下であること。
- ロ 脚部の高さは、〇・五メートル以下であること。
- 三 電柱広告板（電柱、街灯柱、架線柱若しくは共架柱又はアーチ、アーケード等の支柱（以下「電柱等」という。））に表示し、又は設置する広告板をいう。）
- イ 共通基準

表示する方法は、電柱等に直塗りしないものであること。

ロ 個別基準

種 類	許 可 の 基 準
<p>道路上の電柱等に添加する場合</p>	<p>1 大きさは、縦一・五メートル以下、横〇・八メートル以下であり、表示面積は一平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路上の路面又は地表から当該広告物の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。</p> <p>(一) 歩道と車道の区別がある道路の車道である場合 四・五メートル以上であること。</p> <p>(二) 歩道である場合 三・五メートル以上であること。</p> <p>ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、路面から当該広告板の下端までの高さを二・五メートル以上とすることができる。</p> <p>3 信号機のある交差点からの距離は、二〇メートル以上であること。</p> <p>4 添加方向は、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。</p> <p>(一) 頭上標識（道路標識で、路面から四・五メートル以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。以下同じ。）の前方三〇メートル及び後方一〇メートルの範囲内である場合 道路の中心線の反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。</p> <p>(二) (一)以外の場合 原則として、道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。</p> <p>5 添加できる個数は、電柱等一本につき、一個までとする。</p>
<p>電柱等に巻き付ける場合</p>	<p>1 大きさは、縦一・五メートル以下、横〇・八メートル以下であり、表示面積は一平方メートル以下であること。</p> <p>2 地表から当該広告板の下端までの高さは、二・五メートル以上であること。</p> <p>3 添加できる個数は、電柱等一本につき、一個までとする。</p>
<p>道路上以外の電柱等に添加する場合</p>	

	<ol style="list-style-type: none"> 2 地表から当該広告板の下端までの高さは、一・二メートル以上であること。 3 道路上の電柱等に巻き付ける場合、道路標識（頭上標識を除く。）の前方及び後方一〇メートル以内並びに信号機のある交差点から三〇メートル以内の範囲内においては、車両の進行方向に對面して表示しないこと。 4 巻き付けることができる個数は、電柱等一本につき、一個までとする。ただし、一個を二面として掲出することができる。
--	--

四 電車又は乗合自動車に表示する広告板

種類	許可の基準
電車に表示するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示する位置は、側面とする。 2 表示面積は、一側面につき、合計四平方メートル以下であること。 3 表示できる個数は、一側面につき、四個までとする。
乗合自動車に表示するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示されないこと。 2 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射する効果を有するものでないこと。 3 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。

五 幕広告

種類	許可の基準
横断幕及びけんすい幕	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、二〇平方メートル以下であること。 2 道路上の路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出すけんすい幕の下端までの高さは、(一)及び(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる基準とする。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 歩道と車道の区別のある道路の車道 四・五メートル以上であること。 (二) 歩道である場合 二・五メートル以上であること。
幟及び旗	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、一〇平方メートル以下であること。ただし、道路上に設置する場合は、縦二メートル以下、横メートル以下であること。 2 下端の高さは、一・二メートル以上であること。

六 その他

種類	許可の基準
気球広告	大きさは、縦二メートル以下、横一メートル以下であること。
はり札	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、一枚につき、一平方メートル以下であること。

	<p>2 表示できる枚数は、工作物の一壁面につき、三枚までとする。</p>
<p>はり紙</p>	<p>1 表示面積は、一枚につき、一・五平方メートル以下であること。 2 表示できる枚数は、工作物の一壁面につき、五枚までとする。</p>

備考

この表において表示面積を計測する場合において、文字又は記号の面積を算定するときは、当該文字又は記号の外郭線内を当該文字又は記号の面積とし、文字又は記号相互の間隔が、一文字分又は一記号分以下である場合は、当該文字又は記号は、これを一文字又は一記号とみなして算定するものとする。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第五号及び別記様式第六号中

「法人にあつては、その事務所
所の所在地、名称及び代表
者の氏名」を「法人にあつては、その事務所の所在
地、商号又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別記様式第八号中 「法人にあつては、その事務所の所在
地、名称、代表者の氏名及びその事
務所の電話番号」を

「法人にあつては、その事務所の所在
地、商号又は名称、代表者の氏名及
びその事務所の電話番号」に改める。

別記様式第九号（表面）を次のように改める。

別紙様式第9号 (第14条関係)

(表面)

屋外広告業登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者
住所
氏名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕
〔地, 商号又は名称及び代表者の氏名〕

㊦

屋外広告業の登録を受けたので、広島県屋外広告物条例第23条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号		広島県屋外広告業登録第		号
		※登録年月日		年	月	日
ふりがな 及び 商号、氏名、生年月日 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名及び生年月日〕		生年月日	年	月	日	
法人・個人の別		1 法人	2 個人			
住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		郵便番号(—)		電話番号() —		
法人である場合の役員 (業務を執行する社員, 取締役又はこれに準じる者, 以下同じ。) の職名及び氏名		職名	ふりがな氏	職名	ふりがな氏	
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名, 商号又は名称及び住所		ふりがな 及び 氏名、生年月日 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名及び生年月日〕		生年月日	年	月 日
		住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		郵便番号(—)		電話番号() —
法定代理人が法人である場合の役員の職名及び氏名		職名	ふりがな氏	職名	ふりがな氏	

原簿様式第九号（兼用） 題字ニ中 「いずれか該当する方」 ヲ 「それぞれ該当するもの」
トスル。

原簿様式第十号中

「法人にあつては主たる事務所の」 ヲ 「法人にあつては主たる事務所の所在
所在地、名称及び代表者の氏名」 トシ、 「地、商号又は名称及び代表者の氏名」 トシ

「登録申請者、その役員及び法定代理人は、広島県屋外広告物条例第25条第1項各号のいづれにも該当しない者を誓約します。

又

「登録申請者は、広島県屋外広告物条例第25条第1項各号のいづれにも該当しない者であることを誓約します。」
トスル。

「原簿様式第十一号中 「法人の役員
本 人」 ヲ 「法人の役員
本 人
法定代理人」 トシ、 「法人の役員
本 人
法定代理人
の役員」 トシ

「現 住 所」 ヲ 「住 所」 トスル。

原簿様式第十二号「法定代理人」については、該当する」 ヲ 「法定代理人 法定代理人（法人の役員）」 について、いづれか該当」 トスル。

原簿様式第十三号及び原簿様式第十四号中

「法人にあつては主たる事務所の」 ヲ 「法人にあつては主たる事務所の所在
所在地、名称及び代表者の氏名」 トシ、 「地、商号又は名称及び代表者の氏名」 トシ

原簿様式第十六号中

「法人にあつては主たる事務所の」 ヲ 「法人にあつては主たる事務所の所在
所在地、名称及び代表者の氏名」 トシ、 「地、商号又は名称及び代表者の氏名」 トシ

「ふりがな、ふりがな、ふりがな、ふりがな
商号、氏名、商号、氏名、商号、氏名、商号、氏名
及び生年月日、及び生年月日、及び生年月日、及び生年月日」 トシ

「法人にあつては、名、商
称及び代表者の氏名」 トシ、 「法人にあつては、商
号又は名称及び代表者の氏名」 トシ

「住 所」 ヲ 「住 所」 トシ、 「法人にあつては、主
住 所」 トシ、 「法人にあつては、主
たる事務所の所在地」 トシ

原簿様式第二十号「該当する」 ヲ 「それぞれ該当する」 トスル。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の広島県屋外広告物に関する規則の様式で行っている申請その他の手続は、改正後の広島県屋外広告物に関する規則の様式で行われた申請その他

の
手
続
と
み
な
す
。